

公益法人滋賀県国際協会 第3期中期計画 概要

第1章 はじめに

1 策定(改定)の背景

＜協会活動の経緯＞

- 1979年(昭和54年)に財団法人滋賀県国際友好親善協会として設立
- 2011年(平成23年)に公益財団法人移行
- 県内の国際活動推進の中核的組織として様々な事業を実施

＜協会を取り巻く社会状況＞

- 日本人の海外への出国者数が2,000万人を超え、訪日外国人は約3,200万人(2019年(平成31年))。
- 2019年(平成31年)4月に改正入管法が施行。新たな在留資格「特定技能」創設。
- 滋賀県の外国人人口は33,076人(2020年12月末)で過去最高、出身国・地域も多様化が進む。
- 新型コロナウイルスの感染症の世界的な感染拡大(2020年)。

＜協会経営を取り巻く環境＞

- 市町国際協会との役割分担と連携強化の必要性の増大。
- 「滋賀県基本構想」、「滋賀県多文化共生推進プラン(第2次改定版)」を踏まえた県事業との連携。
- 「滋賀県行政経営方針」等に基づき、運営改善や自立性の拡大が求められている。
- パスポートのオンライン申請開始や満期保有の基金の再運用などによる収入の減少。

＜策定にあたって＞

- 上記社会状況・経営環境等を踏まえ、事業を総合的・計画的に推進するための計画とする。

2 計画期間

- 2021年度(令和3年度)から2025年度(令和7年度)まで

3 現状と課題

＜国際感覚に優れたひとづくり＞

- 持続可能な開発目標(SDGs)達成への取り組みや国際社会とのつながりの認識、多様な人々と共に生きていく姿勢が求められている。
- 国際的に活躍できるグローバル人材として、次世代を担う若い世代の育成が重要である。
- 国際交流・協力では、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により、ICTの活用など事業実施の工夫が必要とされている。

＜多文化共生の地域づくり＞

- 外国人県民等をはじめとした多様な人々が安心して暮らせる地域社会であることが求められている。
- 外国人県民等、特に子どもたちへのコミュニケーション支援、学習機会の充実が必要とされている。
- 災害時には、県等と連携して、広域的な災害情報の発信や相談対応が求められている。

＜ボランティア、市民活動団体との協働＞

- 活発な県内のボランティア活動、民間団体活動を踏まえ、県民、民間団体、企業、行政の特性を活かした協働の視点が重要とされる。
- 関西でも国際的なイベントが予定され、ボランティアのニーズとシーズを結び付ける取り組みが期待されている。

第2章 協会の運営方針

1 協会の目的

経済、技術、文化等広い分野の国際交流を積極的に推進し、滋賀県民の国際理解を深め、国際協力思想の高揚を図るとともに、多文化共生の住み良い地域社会づくりに寄与する（定款第3条）。

2 協会の強み

協会の強みとして、これまでの各種取組に通じて培われた、「情報力」「協働力・ネットワーク力」「専門性」の3つが挙げられる。

第3章 事業計画

1 テーマ

～共感から実践へ～

世界とのつながりを意識し、持続可能で、多様性と包摂性のある豊かさを実感できる社会の実現を目指し、行政、地域、組織、企業、個人等が協働し、多文化共生や国際理解を深め活躍できる場づくりやネットワークづくり、人材育成を行い、それぞれの実践につなげるような展開へと広げる。

2 事業展開の方向

(1) 人材育成と活躍の場づくり

SDGs や地域の多文化共生に関心の高い県民や企業への広報、人材育成の推進。国際関係の専門的知識や経験を持つ人材と地域の活躍の場をつなぎ、地域の活性化を促進。

(2) ICT の活用

世界的な新型コロナの感染拡大により、事業に ICT を活用し、事業内容の充実や参加者の裾野を広げることがますます重要。また、災害発生時などの緊急時の備えにもなる。

3 事業計画 ※◎は重点事業。アンダーラインは新規事業。

(1) 国際感覚に優れたひとづくり

ア 国際教育啓発事業

- (ア) 国際教育・開発教育の普及
- (イ) 国際教育の研究
- (ウ) 国際教育の担い手の育成（◎次世代人材育成プログラム）



イ 国際交流推進事業

- (ア) ◎国際交流・協力ライブチャンネル
- (イ) ミシガン州立大学連合日本センターの管理運営・地域交流
- (ウ) 姉妹友好州省への使節団の派遣・受入れおよび友好諸国との交流

ウ 国際協力促進事業

- (ア) JICA との連携による国際協力促進
- (イ) [再掲] 国際交流・協力ライブチャンネル
- (ウ) 身近な国際協力の推進

(2) 多文化共生の地域づくり

- (ア) しが外国人相談センターの設置
- (イ) 多言語による情報発信
- (ウ) 外国にルーツを持つ子どもへの教育支援
- (エ) 外国人県民等の生活状況等調査
- (オ) ◎災害時の外国人県民等支援
- (カ) 外国人留学生への奨学金の支給
- (キ) 海外につながる人材リストの整備、コーディネート



(ク) 多文化共生に関する事業支援及びコーディネート

(3) ボランティア、市民活動団体の活動促進

ア ボランティア活動促進事業

(ア) SIA ボランティアの登録・紹介

(イ) ボランティア E メール情報発信

イ 市民活動団体等活動促進事業

(ア) 滋賀県国際交流推進協議会の運営支援

(イ) 国際交流推進セミナーの開催



(4) 情報収集・提供による環境づくり

(ア) 国際交流・協力情報誌「SIA」の発行

(イ) メールマガジンの配信

(ウ) ◎ホームページ等運用

(エ) 国際情報サロンの運用

(オ) 海外渡航支援



4 協会の基盤整備

(1) 組織

- ・ 協会の限られた人員の中で、市町協会との役割分担を意識し、各団体支援等広域的・専門的施策へマンパワーを重点的に投入。長期的視点に立った組織づくり。
- ・ 専門研修等への参加による職員の人材育成の強化

(2) 会員・財政

- ・ 社会経済情勢の変化に対応し、自主的・自立的な経営。
- ・ 積極的な民間団体等の助成金の活用と会員・寄付金の募集

(3) 環境整備

- ・ 大規模な災害時に備えた BCP(事業継続計画)の作成